

千葉県森林整備事業実施要綱

最終改正：令和5年6月13日

第1 目的

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、県は森林整備事業を実施する者に対し、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）、林業関係事業補助金交付要綱（以下「林業関係交付要綱」という。）及びこの実施要綱に基づき補助金の交付を行い、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

第2 事業の区分及び内容

補助の対象となる事業の区分及び内容は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の作成者等が施業の集約化等を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う人工造林等の森林整備。

2 森林吸収源対策間伐促進事業

1に定める森林環境保全直接支援事業の事業区域において、森林経営計画、特定間伐等促進計画等に基づき、森林吸収源対策を行う搬出間伐及びこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、国の指針に基づいて千葉県が定める指針に適合するものをいう。）の開設等。

3 竹林拡大防止事業

1に定める森林環境保全直接支援事業の事業区域において、森林経営計画、施業実施協定（森林法第10条の11に規定する施業実施協定をいう。）等に基づき、竹林を森林に再生するために行う竹林の伐採等の森林整備。

4 森林緊急造成事業

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等の森林整備。

5 被害森林整備事業

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待で

きない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等の森林整備。

6 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するために行う、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備。

7 保全松林緊急保護整備事業

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において行う、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）。

8 県単森林整備事業

都市近郊及び農山村地域において、1～7の事業を補完することを目的に、市町村が行う森林整備。

第3 事業規模等

補助の対象となる事業規模等は次のとおりとする。

1 事業規模

(1) 第2の1～7の事業については、1施行地の面積が0.1ha以上であること。

ただし、第2の6の事業については、5ha以上のまとまりがある森林であり、第2の4の事業については、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、林業関係交付要綱第3条に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上であること。

(2) 第2の8の事業及び別に定める事業については、1施行地の面積が0.05ha以上であること。

2 事業主体が第2の2の事業で実施する間伐、第2の1の事業で実施する更新伐については、次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの。

(1) 森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、林業関係交付要綱第3条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上

(2) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づき行う場合は、(1)の規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。

第4 事業主体

補助の対象となる事業主体は次に掲げる者のなかから事業ごとに定める。

1 市町村

2 森林所有者

3 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）

4 森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）

5 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲

げる特定非営利活動法人等をいう。)

- 6 森林法施行令第11条第8号に規定する団体
- 7 森林経営計画の認定を受けた者
- 8 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
- 9 森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者

第5 事業の実施

1 交付申請

- (1) 県単森林整備事業は、林業関係交付要綱第3条の規定にかかわらず、補助金交付申請書（別記第1号様式）1部を林業事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。
- (2) 交付申請書の提出期限は、県単森林整備事業以外の事業については事業終了後、知事の定める期日までとし、県単森林整備事業については内示後、6月30日又は所長の定める期日までとする。
- (3) 県単森林整備事業以外の事業の事業主体は、補助金の交付申請事務を第4に定める者に委任することができるものとする。

2 補助対象経費の査定

補助対象経費の査定は、第2の事業区分ごとに、別に定める実施要領に基づき査定するものとする。

3 交付決定及び額の確定の時期

- (1) 県単森林整備事業以外の事業については、竣工検査の終了後に補助金の査定を行い、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行うものとする。
- (2) 県単森林整備事業については、補助金交付申請書の提出後に交付決定を、実績報告書の提出後に額の確定を行うものとする。

4 実績報告

- (1) 県単森林整備事業を完了したときは、林業関係交付要綱第6条の規定にかかわらず、実績報告書（別記第2号様式）1部を所長に提出するものとする。
- (2) 県単森林整備事業以外の事業については、林業関係交付要綱第3条第1項に規定する申請書をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

5 竣工検査

- (1) 県単森林整備事業以外の事業については、交付申請に基づき検査を行うものとする。
- (2) 県単森林整備事業については、実績報告に基づき検査を行うものとする。

6 交付請求

- (1) 補助金の交付を請求しようとするときは、県単森林整備事業以外の事業については、補助金交付請求書（別記第3号様式の1）1部を知事に提出するものとする。
- (2) 県単森林整備事業については、林業関係交付要綱第7条の規定にかかわらず、補助金交付請求書（別記第3号様式の2）1部を所長に提出するものとする。
- (3) 県単森林整備事業以外の事業の事業主体は、補助金の交付請求事務を第4に定める者に委任することができるものとする。
- (4) (1)及び(2)について、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

7 概算払い請求

- (1) 千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、県単森林整備事業については、概算払請求書（別

記第4号様式) 1部を所長に提出するものとする。

(2) (1)について、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

8 補助金の返還等

事業主体が施行地を森林以外に転用する場合、又は補助金の交付条件に違反した場合は、県に補助金の返還等をさせることがある。

第6 補助率

知事は事業ごとに定める補助対象経費について、予算の範囲内で林業関係交付要綱に定める補助率により補助するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、それぞれの事業の実施について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和63年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 2 この改正は、平成2年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 3 この改正は、平成3年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 4 この改正は、平成4年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 5 この改正は、平成5年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 6 この改正は、平成6年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 7 この改正は、平成7年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 8 この改正は、平成8年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 9 この改正は、平成9年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 10 この改正は、平成10年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 11 この改正は、平成11年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 12 この改正は、平成14年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 13 この改正は、平成15年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 14 この改正は、平成16年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 15 この改正は、平成17年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 16 この改正は、平成18年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 17 この改正は、平成19年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 18 この改正は、平成23年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 19 この改正は、平成24年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 20 この改正は、平成25年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 21 この改正は、平成27年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 22 この改正は、平成29年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 23 この改正は、平成30年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 24 この改正は、令和元年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 25 この改正は、令和2年度の予算に係る補助事業から適用する。

- 26 この改正は、令和3年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 27 この改正は、令和4年12月6日以降の令和4年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 28 この改正は、令和5年度の予算に係る補助事業から適用する。

年度県単森林整備事業補助金交付申請書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市 町 村 長

年度において下記のとおり県単森林整備事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金円の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容及び経費
（様式は別紙1のとおりとする）
- 3 事業費の負担区分
（様式は別紙2のとおりとする）
- 4 収支予算
（様式は別紙2のとおりとする）
- 5 事業完了予定年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 予算書抜粋
 - (2) 作業路設計図書（作業路経費が標準単価以上の場合）

別紙 1

2 補助事業の内容及び経費

事業内容	数量 (ha) ①	単価 (円) ②	事業費 ③=①×②	補助率 ④	補助金額 (円) ③×④	備考
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
				4/10		
事業面積計				4/10		
直接事業費						
事務費				4/10		直接事業費の5%以内
事業費						

注) 事業面積 (ha) は小数第2位まで、他は単位までを記入する。端数は切り捨てとする

※事業内容は別に定める内容とする。

別紙2

3 事業の負担区分

(円)

事業費	負担区分				
	県補助金	市町村	森林組合	その他	計

4 収支予算

(1) 収入

(円)

区分	予算額	適用
県補助金		
計		

(2) 支出

(円)

区分	予算額	適用
県単森林整備事業		
計		

年度県単森林整備事業実績報告書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市 町 村 長

年 月 付け 指令第 号 をもって交付決定のあった県単森林整備事業を次のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1. 補助事業の目的
2. 補助事業の内容及び経費
(様式は別紙1のとおりとする)
3. 事業費の負担区分
(様式は別紙2のとおりとする)
4. 収支精算
(様式は別紙2のとおりとする)
5. 事業完了年月日 年 月 日
6. 事業対象森林及び事業内容
(様式は別紙3のとおりとする)
7. 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺5万分の1，又は2万5千分の1の地図に事業実施箇所を明示すること。）
 - (2) 作業路設計図書（作業路経費が標準単価以上の場合）

別紙2

3 事業の負担区分

(円)

事業費	負担区分				
	県補助金	市町村	森林組合	その他	計

4 収支精算

(1) 収入

(円)

区分	精算額	適用
県補助金		
計		

(2) 支出

(円)

区分	精算額	適用
県単森林整備事業		
計		

別紙3

6 事業対象森林及び事業内容

箇所番号		1	2	3	4	5	計
機能区分							
森林の 所在	大字・字						
	地番						
	面積						
	樹種						
	林齢						
森林 所有者	住所	市町村					
		大字・字					
		地番					
	氏名						
事業実施者							
事業面積計 (ha)							

注) 事業面積 (ha) は小数第2位まで、他は単位までを記入する。端数は切り捨てとする。
 ※事業内容欄は別に定める内容とする。

第3号様式の1（第5の6の(1)関係）

年度 事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号 で交付決定及び
額の確定のあった 事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15
条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円
ただし、 事業の補助金

振込先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行 支店		1 普通 2 当座	
	口座 名義人 (カナ)			

本件責任者	担当者
役職	役職
氏名	氏名
連絡先	連絡先

※押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

第3号様式の2（第5の6の(2)関係）

年度 事業補助金交付請求書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市 町 村 長

年 月 日付け 指令第 号 で額の確定の
 あった 事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定に
 より下記のとおり請求します。

記

金 円
 ただし、 事業の補助金

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行	支店	1 普通 2 当座	
	口 座 名 義 人 (カナ)			

本件責任者	担当者
役 職	役 職
氏 名	氏 名
連絡先	連絡先

※押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

第4号様式（第5の7の(1)関係）

年度

事業補助金概算払請求書

年 月 日

〇〇林業事務所長 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付
 決定のあった 事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条
 第2項の規定により下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行 支店		1 普通 2 当座	
	口座 名義人 (カナ)			

本件責任者	担当者
役 職	役 職
氏 名	氏 名
連絡先	連絡先

※押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。